

協議第32号

負担金の負担方法について

次の調整結果について協議を求める。

平成23年12月22日提出

神奈川県西部消防広域化協議会
会長 加藤 憲一

調 整 結 果	<p>1 消防事務に係る負担金については、原則として、関係市町の人口割合に基づき算出する手法である「人口割」を適用し、負担額を算出することとする。</p> <p>ただし、関係市町に足柄上地域1市5町が関わる場合の算出にあたっては、足柄上地域1市5町の人口割を適用するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">・建物及び施設のうち消防署所に関するものについては、関係市町の人口割を適用する。・建物及び施設のうち共用施設並びに消防車両等に関するものについては、小田原市を含めた2市6町全体の人口割を適用する。
---------	---

(調整理由)

1 負担金の負担方法について

- ・消防事務に係る負担金については、主として消防力の整備に係る費用であることから、関係する市町における経費負担が適正に現される方法を定めることが必要である。
- ・建物及び施設のうち消防署所に対する整備については、それぞれの消防署所が関係する市町の消防力の整備に係る経費であることから、原則として関係市町の人口割をもって負担額を算出することが適当である。
- ・建物及び施設のうち消防本部施設や訓練施設等の共用施設の整備、また消防車両や大型装備品の整備については、2市6町全体の消防力の整備に係る経費であることから、原則として小田原市を含めた2市6町の人口割をもって負担金を算出することが適当である。